

令和4年

三好市教育委員会7月定例会

日 時 令和4年7月19日(火)午後2時
場 所 三好市教育委員会 会議室

ふるさと
「郷土を愛し、生涯を通して『学び』を実現する教育の創造」

三好市教育委員会

令和4年三好市教育委員会7月定例会次第

1 開会

2 報告

3 承認

令和4年三好市教育委員会6月定例会会議録の承認について

4 その他

三好市学校給食費等の管理に関する規則の一部を改正する規則について
三好市文書規程の一部を改正する訓令について

行 事 一 覧 表

令和4年6月24日 ～ 令和4年7月17日

行 事 名	開催月日	場 所	備 考
三好市人権推進協議会総会	6/25	総合体育館	
三好市青少年育成市民会議常任委員会	6/28	中央公民館	
三好教育振興協議会理事会	6/29	三好教育センター	
庁議	7/4	本庁	
シラクチカズラ苗木植栽式	7/7	東祖谷(国有林)	※
(園)小・中校長会	7/11	三好教育センター	※

行事予定

三好市青少年育成市民会議総会	7/22(金)	13:00	総合体育館
市民大学講座「秋山博康」氏	〃	14:00	〃
「社会を明るくする運動」三好地区決起大会	7/23(土)	14:00	〃
蔦杯選抜野球大会	8/1(月)・2(火)・4(木)		池田球場
四国アイランドリーグプラス公式戦	8/7(日)	13:00	〃
学校閉庁日	8/13(土)～16(火)		
三好教育研究発表会	8/18(木)	13:30	オンライン開催
定例教育委員会	8/18(木)	11:00	教育委員会室
教育委員研修会(三好教育研究発表会)	〃	13:30	〃

報 告

臨時代理の報告について

三好市教育委員会事務委任規則第3条の規定により別紙のとおり臨時に代理をしたので、第4条の規定により報告する。

令和4年7月19日提出

三好市教育委員会
教育長 竹内 明裕

教育委員会の議決事項の臨時代理について

三好市教育委員会事務委任規則第3条の規定により緊急やむを得ない事情により委員会の議決を受けることができないと認めるので、次のとおり臨時に代理する。

三好市教育委員会
教育長 竹内 明裕

令和4年6月7日臨時代理

三好市学校運営協議会の委員の委嘱または任命 別紙1のとおり

令和4年6月8日臨時代理

三好市特別支援連携協議会の委員の委嘱または任命 別紙2のとおり

令和4年6月10日臨時代理

三好市教育支援委員会の委員の委嘱または任命 別紙3のとおり

令和4年7月7日臨時代理

三好市教育支援委員会の調査員の委嘱または任命 別紙4のとおり

番号	学校名	番号	氏名
1	玉地小学校	1	藤本 一夫
	玉地小学校	2	篠原 秋英
	玉地小学校	3	野田 真一
	玉地小学校	4	前田 知子
	玉地小学校	5	逸見 美千代
	玉地小学校	6	采 晴美
	玉地小学校	7	喜多 仁美
	玉地小学校	8	佐古 勇志
	玉地小学校	9	松本 敬
	玉地小学校	10	小笠原 誠
2	芝生小学校	1	林 茂樹
	芝生小学校	2	高井 貞行
	芝生小学校	3	岡崎 守宏
	芝生小学校	4	梶 英男
	芝生小学校	5	阪本 恵子
	芝生小学校	6	黒島 貞子
	芝生小学校	7	久保 良子
	芝生小学校	8	豊田 佳男
	芝生小学校	9	宇山 知恵美
3	箸蔵小学校	1	黒下 克己
	箸蔵小学校	2	伊丹 美枝子
	箸蔵小学校	3	大西 美津代
	箸蔵小学校	4	伊丹 宇芳
	箸蔵小学校	5	藤本 慎二
	箸蔵小学校	6	中川 和昭
	箸蔵小学校	7	伊丹 美穂
	箸蔵小学校	8	伊丹 文昭
	箸蔵小学校	9	藤原 隆司
4	池田小学校	1	天野 鉄也
	池田小学校	2	田原 典郎
	池田小学校	3	船本 亘洋
	池田小学校	4	木下 恵子
	池田小学校	5	佐川 伸一郎
	池田小学校	6	下川 純代
	池田小学校	7	松端 範人
	池田小学校	8	川人 正恭
	池田小学校	9	徳永 賢二

	池田小学校	10	高岡 和恵
5	白地小学校	1	松林 廣義
	白地小学校	2	富永 佐代子
	白地小学校	3	山下 博正
	白地小学校	4	下川 純代
	白地小学校	5	富永 角一
	白地小学校	6	鳴岡 宏和
	白地小学校	7	三木 敦
	白地小学校	8	中 義典
	白地小学校	9	井上 清隆
6	馬路小学校	1	峰友 義和
	馬路小学校	2	漆川 一豊
	馬路小学校	3	藤本 光廣
	馬路小学校	4	城尾 秀子
	馬路小学校	5	大西 佑弥
	馬路小学校	6	新藤 克己
	馬路小学校	7	喜多 勝美
7	三縄小学校	1	井口 憲綱
	三縄小学校	2	沖 豊
	三縄小学校	3	長内 和代
	三縄小学校	4	頭師 周平
	三縄小学校	5	古川 有希
	三縄小学校	6	岩佐 辰也
8	山城小学校	1	菅井 弘昭
	山城小学校	2	松浦 俊子
	山城小学校	3	河野 公史
	山城小学校	4	近藤 千代
	山城小学校	5	川上 良枝
	山城小学校	6	山岡 浩美
	山城小学校	7	岡田 里奈
	山城小学校	8	川西 正
9	下名小学校	1	久保 昇三
	下名小学校	2	栗下 廣志
	下名小学校	3	水原 祥作
	下名小学校	4	本見 町子
	下名小学校	5	檜皮 内次
	下名小学校	6	平田 由美
	下名小学校	7	栗下 聡司

	下名小学校	8	久保 満男
	下名小学校	9	武井 和夫
	下名小学校	10	大野 修司
10	辻小学校	1	近藤 一文
	辻小学校	2	山田 直子
	辻小学校	3	山下 武久
	辻小学校	4	石井 徳幸
	辻小学校	5	馬場 恵子
	辻小学校	6	藤原 貴紀
	辻小学校	7	黒岩 裕子
	辻小学校	8	武田真二郎
	辻小学校	9	宮根 直子
	辻小学校	10	山下 春子
	辻小学校	11	細川 知美
11	西井川小学校	1	大柿 兼司
	西井川小学校	2	福原 美代子
	西井川小学校	3	川野 泰秀
	西井川小学校	4	大西 順一
	西井川小学校	5	白井 春美
	西井川小学校	6	内田 公生
	西井川小学校	7	高井裕一朗
	西井川小学校	8	吉本 美香
13	櫟生小学校	1	森脇 寿彦
	櫟生小学校	2	大倉 学
	櫟生小学校	3	岩崎 進
	櫟生小学校	4	山田 京子
	櫟生小学校	5	佐波 眞紀
	櫟生小学校	6	平石 悟大
	櫟生小学校	7	真鍋 憲人
	櫟生小学校	8	井内 康之
15	三野中学校	1	岩城 貞時
	三野中学校	2	福原 正史
	三野中学校	3	川口 好美
	三野中学校	4	小笠原 敬子
	三野中学校	5	土井 理香
	三野中学校	6	中 勝美
	三野中学校	7	大浦 武司
	三野中学校	8	川原 克仁

	三野中学校	9	河野 昌紀
	三野中学校	10	藤本 敦士
16	池田中学校	1	新久保由美子
	池田中学校	2	高岡 直史
	池田中学校	3	大久保 真
	池田中学校	4	下川 純代
	池田中学校	5	伊丹 美穂
	池田中学校	6	武川 裕美
	池田中学校	7	竹内 道直
	池田中学校	8	田原 典郎
	池田中学校	9	森下 浩子
	池田中学校	10	田村 誠
	池田中学校	11	窪田 和弘
17	山城中学校	1	合田 秀實
	山城中学校	2	馬淵 文彦
	山城中学校	3	宮本 誠一
	山城中学校	4	久保 満男
	山城中学校	5	五島 美紀
	山城中学校	6	脇 隆司
	山城中学校	7	大畑 知
	山城中学校	8	岡村 美紀
	山城中学校	9	新居 祐太
18	井川中学校	1	城埜 昭夫
	井川中学校	2	倉本 博文
	井川中学校	3	石川 公一
	井川中学校	4	近藤 嘉男
	井川中学校	5	瀧川 麻由
	井川中学校	6	吉岡 弘恵
	井川中学校	7	田所 啓
	井川中学校	8	大谷 一幸
	井川中学校	9	山口 雄三
19	東祖谷小中学校	1	新宅 広樹
	東祖谷小中学校	2	上西 啓方
	東祖谷小中学校	3	采 直也
	東祖谷小中学校	4	出口 由美
	東祖谷小中学校	5	市岡 日出夫
	東祖谷小中学校	6	杉平 美和
	東祖谷小中学校	7	谷口 晃

	東祖谷小中学校	8	谷口 政代
	東祖谷小中学校	9	宮脇 和広
	東祖谷小中学校	10	辺見 俊二
	東祖谷小中学校	11	西尾 千代子
20	西祖谷中学校	1	山田 京子
	西祖谷中学校	2	谷口 和人
	西祖谷中学校	3	森脇 寿彦
	西祖谷中学校	4	鳴石 和文
	西祖谷中学校	5	宮田 健一
	西祖谷中学校	6	熊澤 浩己

○三好市学校運営協議会規則

令和2年3月27日

教育委員会規則第2号

改正 令和2年9月28日教委規則第12号

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5に規定する学校運営協議会(以下「協議会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

2 協議会は、学校運営に関して三好市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民の学校運営への参画の促進や連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民等と信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第2条 教育委員会は、前条第2項に規定する目的を達成するため、学校ごとに協議会を置くよう努めるものとする。ただし、2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校(以下「対象学校」という。)を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

(学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第3条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 学校経営計画に関すること。
- (3) その他教育委員会及び対象学校の校長が特に必要と認める事項に関すること。

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校の運営に関する意見の申し出)

第4条 協議会は、当該対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、前項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(委員の任命)

第5条 対象学校の校長は、当該対象学校の協議会の委員(以下「委員」という。)とする。

2 対象学校の校長以外の委員は、10人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(2) 対象学校の所在する地域の住民

(3) 当該対象学校の教職員

(4) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

(5) 学識経験者

(6) 関係行政機関の職員

(7) その他教育委員会が適当と認める者

3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

4 教育委員会は、委員に欠員が生じたときは、委員の補充に努めなければならない。

(委員の守秘義務等)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) 協議会及び対象学校の運営に支障をきたす言動を行うこと。

(委員の任期等)

第7条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合において新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第8条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会の会議(以下「会議」という。)を招集し、議事を掌る。ただし、会長が会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載し

た書面を委員に送付し、賛否を問い、会議に代えることができる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前2項の規定は、前条第2項ただし書の場合について準用する。この場合において、前2項中「出席」とあるのは「署名」と読み替えるものとする。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、当該対象学校に置く。

2 協議会の庶務は、前項の事務局において処理する。

(運営等)

第11条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。

2 協議会は、必要に応じて、関係者から意見を聴くことができる。

(指導、助言及び情報の提供)

第12条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、協議会の適正な運営を図るため必要に応じて、指導又は助言を行わなければならない。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な活動を行うために必要な情報の提供を行い、当該情報に関する説明を行うよう努めなければならない。

(適正な運営の確保)

第13条 教育委員会は、前条第1項による指導又は助言を行ったにもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合

(2) 協議会の合意形成を行うことができないと認められる場合

(3) その他、学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

(委員の解任)

第14条 教育委員会は、委員から辞任の申出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- (1) 第6条の規定に違反したとき。
 - (2) 心身の故障のために職務を遂行することができないとき。
 - (3) その他教育委員会が解任に相当する事由があると認めるとき。
- 2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(学校の運営に対する評価及び公表)

第15条 協議会は、対象学校の運営状況等について、毎年度1回以上、評価を行うものとする。

- 2 協議会は、保護者、地域住民等に対して、積極的に活動状況を公開するなど情報公開に努めなくてはならない。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年9月28日教委規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

令和4年度三好市特別支援連携協議会委員名簿

	所 属	役 職 名	氏 名
1	三好公共職業安定所	雇用指導官	真 鍋 温 子
2	徳島県西部こども女性相談センター	所長	佐々木 絹代
3	徳島県発達障がい者総合支援センターアイリス	主事	永 井 萌 花
4	徳島県三好保健所健康増進担当	主任主事	藤 本 ありさ
5	児童発達支援センターすぎのこ	施設長	川 人 裕 子
6	秋田病院	公認心理師	高 川 明 美
7	市学校教育課	課長	岡 田 由 紀
8	市長寿障害福祉課	課長	安 宅 克 枝
9	市健康づくり課	課長	岡 益 視
10	市子育て支援課	課長	谷 川 信 吾
11	市保険医務課	課長	挾 谷 めぐみ
12	東祖谷認定こども園	園長	小 林 三 喜 代
13	池田幼稚園	園長	高 岡 和 恵
14	山城小学校	校長	川 西 正
15	三野中学校	校長	川 原 克 仁
16	徳島県立池田高等学校	校長	白 井 公 仁
17	徳島県立池田支援学校	校長	喜 馬 久 典

令和4年度教育支援委員会委員名簿

別紙3

	所 属	役職名	氏 名	備考
1	秋田病院	理事長	秋 田 清 実	
2	市立三野病院	院長	宮 田 淳 也	
3	児童発達支援センターすぎのこ	施設長	川 人 裕 子	
4	秋田病院	公認心理師	高 川 明 美	
5	市健康づくり課	主幹	木 藤 一 代	
6	市長寿障害福祉課	主任主査	元 木 貴 子	
7	県立池田支援学校	教頭	岩 寄 伸 浩	
8	東祖谷認定こども園	園長	小 林 三 喜 代	
9	池田幼稚園	園長	高 岡 和 恵	
10	山城小学校(特別支援教育係校長)	校長	川 西 正	
11	辻小学校	教頭	宮 根 直 子	
12	芝生小学校	教諭	永 山 睦 子	
13	三野中学校	校長	川 原 克 仁	
14	池田中学校	教諭	大 畑 敬 子	
15	三好市教育委員会	教育長	竹 内 明 裕	

令和4年度三好市教育支援委員会調査員名簿

	所 属	役職等	氏 名	備 考
1	王地小学校	教諭	吉 田 千 寿	
2	芝生小学校	教諭	永 山 睦 子	
3	辻小学校	講師	佐 藤 博 美	
4	西井川小学校	教諭	國 金 明 子	
5	箸蔵小学校	教諭	大 倉 尚 子	
6	池田小学校	教諭	濱 田 秀 佳	
7	白地小学校	教諭	竹 原 朋 子	
8	三縄小学校	教諭	中 瀧 由 紀	
9	山城小学校	教諭	松 本 美 穂	
10	東祖谷小学校	指導教諭	中 岡 加 代 子	
11	三野中学校	教諭	岡 本 悟	
12	井川中学校	教諭	伊 丹 尚 子	
13	池田中学校	教諭	大 畑 敬 子	
14	山城中学校	講師	森 浦 直 美	
15	西祖谷中学校	教諭	内 田 ゆ かり	
16	東祖谷中学校	教諭	オ オ ヤ マ 駿	
17	市健康づくり課	主任主査	栗 内 宏 美	
18	市健康づくり課	主任主査	白 石 智 奈 巳	
19	市健康づくり課	主査	千 葉 真 依 子	
20	市健康づくり課	主査	前 田 舞 子	
21	市健康づくり課	主査	西 郁 代	
22	三野認定こども園	主幹保育士	野 町 理 英	
23	学校教育課	指導主事	新 居 利 枝	
24	学校教育課	幼稚園教諭	中 川 瑛 子	
25	学校教育課	主任主査	竹 内 美 佐 子	

○三好市教育支援委員会条例

令和2年3月25日

条例第9号

(設置)

第1条 教育に特別な支援を要する幼児、児童及び生徒の適正な就学を図るため、三好市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に三好市教育支援委員会(以下「教育支援委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 教育支援委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 特別支援学校入学又は特別支援学級入級等の判定及び助言に関すること。
- (2) 特別支援教育の啓発に関すること。
- (3) 教育相談に関すること。
- (4) その他教育支援に関し教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 教育支援委員会は、次に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱又は任命する委員15人以内で組織する。

- (1) 医師
- (2) 教育関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 教育支援委員会に会長1人、副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、教育支援委員会を主宰する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 教育支援委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(調査員)

第7条 教育支援委員会に専門の事項を調査し、検査するために調査員を置く。

- 2 調査員は、教育委員会が委嘱し、その任期は1年とする。ただし、補欠の調査員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 調査員は、再任されることができる。

(守秘義務)

第8条 委員及び調査員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

○三好市教育支援委員会条例施行規則

令和2年3月27日

教育委員会規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、三好市教育支援委員会条例(令和2年三好市条例第9号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、三好市教育支援委員会(以下「教育支援委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第3条に規定する委員のうち、医師の定数は2人以上、教育関係者の定数は7人以上とする。

(専門委員会)

第3条 教育支援委員会は、判断等に当たり必要な資料の収集及び調査、研究、診断等を行うため専門委員会を設置する。

2 専門委員会の規定は、別に定める。

(庶務)

第4条 教育支援委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、教育支援委員会の運営に必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 三好市教育支援委員会規則(平成18年三好市教育委員会規則第10号)は、廃止する。

○三好市特別支援連携協議会設置要綱

平成20年1月23日

教育委員会告示第2号

改正 令和元年7月25日教委告示第16号

令和2年9月28日教委告示第24号

(名称)

第1条 この協議会の名称は三好市特別支援連携協議会(以下「連携協議会」という。)とする。

(目的)

第2条 連携協議会は、特別な支援を必要とする乳幼児・児童・生徒に対する適切な相談・支援を行うために必要な支援体制の整備促進を目的とし、次の各号に掲げる事項について検討等を行う。

- (1) 乳幼児、児童及び生徒の実態把握並びに情報交換に関すること。
- (2) 適切な支援を行うための連携及び協力に関すること。
- (3) 特別支援教育に関する理解と啓発に関すること。
- (4) その他目的達成に必要なこと。

(組織)

第3条 連携協議会の委員(以下「委員」という。)は、別表に掲げる者とし、三好市教育委員会が委嘱する。

- 2 委員の任期は、1年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 連携協議会に会長を置き、会長には、三好郡市特別支援教育部会系の職にある校長(以下「部会係校長」という。)をもって充てる。
- 4 会長は、小学校の部会係校長と中学校の部会係校長との間において隔年ごとに交代するものとする。ただし、部会係校長が三好市の学校に所属しないものである場合は、この限りでない。
- 5 会長は、会務を総理し、連携協議会を代表する。
- 6 連携協議会に副会長を置き、副会長には、三好市環境福祉部長寿・障害福祉課課長及び子育て支援課課長の職にある者をもって充てる。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。
- 8 会長及び副会長の任期は1年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

(会議の運営)

第4条 連携協議会に総会及び役員会を置く。

- 2 総会は、年1回8月頃に行い、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長がこれを勤める。
- 4 会長が必要と認めた時は、委員以外のものに総会への出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 5 役員会は、6月頃に行い、年1回以上開催する。
- 6 第2項の規定にかかわらず、会長が総会を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を副会長及び委員に送付し、審議することをもって総会に代えることができる。
- 7 第5項の規定にかかわらず、役員会を開催する時間的余裕がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を役員会の対象となる者に送付し、審議することをもって役員会に代えることができる。

(ワーキンググループ)

第5条 連携協議会に、実務的な検討作業を行うため、ワーキンググループ(以下「グループ」という。)を設置することができる。

- 2 グループは、委員又は各関係機関等から選出された者のうちから、地域ごとに会長が指名するものにより組織する。ただし、グループの活動及び会議は地域を限定しない。
- 3 グループは、代表者、副代表者それぞれ1名を互選し、代表者がグループの運営にあたる。
- 4 副代表者は、代表者を補佐し、代表者に事故ある時はその職務を代理する。
- 5 グループの会議は、毎年9月から2月までの間に1回以上開催するものとする。
- 6 グループの会議の開催案内は、三好市特別支援連携協議会名で行うものとする。
- 7 第5項の規定にかかわらず、グループの会議を開催する時間的余裕がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、検討の概要を記載した書面をグループの構成員に送付し、審議することをもってグループの会議に代えることができる。
- 8 グループの構成員は、連携協議会の総会に出席するものとする。

(守秘義務)

第6条 連携協議会において知り得た個人の秘密に関する事項は、他に漏らしてはいけない。

(事務局)

第7条 連携協議会の事務局(以下「事務局」という。)は三好市教育委員会学校教育課に置く。

- 2 事務局は、会議の開催案内及び連絡調整を行うものとする。

3 事務局は、委員の派遣要請、専門家チームの派遣依頼、会場等の借入申請、用紙代等の消耗品その他について、可能な範囲で対応するものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、連携協議会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月23日から施行する。

附 則(令和元年7月25日教委告示第16号)

この告示は、令和元年7月26日から施行する。

附 則(令和2年9月28日教委告示第24号)

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

別表(第3条関係)

役職名	人数
三好公共職業安定所代表	1
徳島県西部こども女性相談センター所長	1
徳島県発達障がい者総合支援センターアイリス代表	1
徳島県三好保健所健康増進担当代表	1
児童発達支援センターすぎのこ施設長	1
秋田病院公認心理師代表	1
三好市教育委員会学校教育課課長	1
三好市環境福祉部長寿・障害福祉課課長	1
三好市環境福祉部健康づくり課課長	1
三好市環境福祉部子育て支援課課長	1
三好市環境福祉部保険医務課課長	1
三好市環境福祉部子育て支援課保育所所長又は認定こども園園長代表	1
三好市立幼稚園園長	1
三好市立小学校校長	1
三好市立中学校校長	1
徳島県立池田高等学校校長	1
徳島県立池田支援学校校長	1

三好市規則第 号

三好市学校給食費等の管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年 月 日

三好市長 高井 美穂

三好市学校給食費等の管理に関する規則の一部を改正する規則

三好市学校給食費等の管理に関する規則(令和3年三好市規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後				
<p>(学校給食の額)</p> <p>第3条 条例第3条第1項の規則で定める額(以下「学校給食費」という。)は、学校給食を調理・配送する施設及び学校給食を受ける児童、生徒又は園児(以下「児童等」という。)の区分に応じ、次の表のとおりとする。</p>		<p>(学校給食の額)</p> <p>第3条 条例第3条第1項の規則で定める額(以下「学校給食費」という。)は、学校給食を調理・配送する施設及び学校給食を受ける児童、生徒又は園児(以下「児童等」という。)の区分に応じ、次の表のとおりとする。</p>				
区分	幼稚園の園児	小学校の児童	中学校の生徒	幼稚園の園児	小学校の児童	中学校の生徒
三好市学校給食センターが調理・配送する学校給食	300円	280円	300円	300円	280円	300円
三野学校給食センターが調理・配送する学校給食	300円	280円	300円	320円	300円	320円
下名学校給食共同調理場が調理・配送する学校給食	320円	300円	320円	320円	300円	320円

東祖谷学校給食共同調理場が調理・配送する学校給食	320円	300円	320円
--------------------------	------	------	------

(学校給食費の納付)

第4条 学校給食費を納付すべき者(以下「納付義務者」という。)は、各月ごとに、前条各号に定める額にその月において学校給食を実施する予定の食数として市長が定める食数(以下「実施予定食数」という。)を乗じて得た額を、その月分として、市長が定める方法により、指定された納期限までに納付しなければならない。

(学校給食費の調整)

第5条 略

2 前項の場合において、年度実施食数が年度実施予定食数を上回ることとなったときは、納付義務者は、市長の定めるところにより、1食当たりの額に年度実施食数を乗じて得た額と第4条の規定により納付すべき額の当該年度における合計額との差額を、市長の定める日までに納付しなければならない。

3 市長は、第1項の場合において年度実施食数が年度実施予定食数を下回ることとなったときは、第4条の規定による各月分(当該年度において同条の規定による納期限が到来していない月分に限る。)の納付すべき学校給食費の額を調整することができる。

4 略

(職員給食の額)

第8条 条例第3条第3項の規定により、学校等又は給食施設に勤務する者で、学校給食に準じた食事の提供(この条において「職員給食」という。)を受けるものは、次の表に定める職員給食費を徴収する。

区分	幼稚園に勤	小学校に勤	中学校に勤	給食施設に
----	-------	-------	-------	-------

(学校給食費の納付)

第4条 学校給食費を納付すべき者(以下「納付義務者」という。)は、各月ごとに、前条各項に定める額にその月において学校給食を実施する予定の食数として市長が定める食数(以下「実施予定食数」という。)を乗じて得た額を、その月分として、市長が定める方法により、指定された納期限までに納付しなければならない。

(学校給食費の調整)

第5条 略

2 前項の場合において、年度実施食数が年度実施予定食数を上回ることとなったときは、納付義務者は、市長の定めるところにより、1食当たりの額に年度実施食数を乗じて得た額と前条の規定により納付すべき額の当該年度における合計額との差額を、市長の定める日までに納付しなければならない。

3 市長は、第1項の場合において年度実施食数が年度実施予定食数を下回ることとなったときは、前条の規定による各月分(当該年度において同条の規定による納期限が到来していない月分に限る。)の納付すべき学校給食費の額を調整することができる。

4 略

(職員給食の額)

第8条 条例第3条第3項の規定により、学校等又は給食施設に勤務する者で、学校給食に準じた食事の提供(この条において「職員給食」という。)を受けるものは、次の表に定める職員給食費を徴収する。

区分	幼稚園に勤	小学校に勤	中学校に勤	給食施設に
----	-------	-------	-------	-------

	務する者であつて、職員が調理・配送する職員給食	務する者であつて、職員が調理・配送する職員給食	務する者であつて、職員が調理・配送する職員給食	勤務する者であつて、職員給食を受けるもの
三好市学校給食センターが調理・配送する職員給食	300円	280円	300円	280円
三野学校給食センターが調理・配送する職員給食	300円	280円	300円	280円
下名学校給食共同調理場が調理・配送する職員給食	320円	300円	320円	300円
東祖谷学校給食共同調理場が調理・配送する職員給食	320円	300円	320円	300円

2・3 略

附 則

(経過措置)

3 第3条第1項に規定する学校給食費の額は、当分の間、同項の規定にかかわらず、児童等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

	務する者であつて、職員が調理・配送する職員給食	務する者であつて、職員が調理・配送する職員給食	務する者であつて、職員が調理・配送する職員給食	務する者であつて、職員給食を受けるもの	勤務する者であつて、職員給食を受けるもの
三好市学校給食センターが調理・配送する職員給食	300円	280円	280円	300円	280円
下名学校給食共同調理場が調理・配送する職員給食	320円	300円	300円	320円	300円
東祖谷学校給食共同調理場が調理・配送する職員給食	320円	300円	300円	320円	300円

2・3 略

附 則

(経過措置)

3 第3条に規定する学校給食費の額は、当分の間、同条の規定にかかわらず、児童等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)～(3) 略

(1)～(3) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三好市訓令第 号

三好市文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 4 年 月 日

三好市長 高井 美穂

三好市文書規程の一部を改正する訓令

三好市文書規程(平成18年三好市訓令第6号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第3(第33条関係)		別表第3(第33条関係)	
部・課・室名	記号	部・課・室名	記号
総務部総務課	三好市総務、三好市総務情	総務部総務課	三好市総務、三好市総務情
総務部危機管理課	三好市危管	総務部危機管理課	三好市危管
総務部秘書人事課	三好市秘人	総務部秘書人事課	三好市秘人
総務部管財課	三好市管財	総務部管財課	三好市管財
総務部三野支所	三好市三野支	総務部三野支所	三好市三野支
総務部山城支所	三好市山支	総務部山城支所	三好市山支
総務部井川支所	三好市井支	総務部井川支所	三好市井支
総務部東祖谷支所	三好市東支	総務部東祖谷支所	三好市東支
総務部西祖谷支所	三好市西支	総務部西祖谷支所	三好市西支
企画財政部財政課	三好市財	企画財政部財政課	三好市財

企画財政部地方創生推進課	三好市地創	企画財政部地方創生推進課	三好市地創
企画財政部地方創生推進課のまちづくり推進室	三好市活躍	企画財政部地方創生推進課のまちづくり推進室	三好市活躍
企画財政部税務課	三好市税	企画財政部税務課	三好市税
環境福祉部市民課	三好市市民	環境福祉部市民課	三好市市民
環境福祉部市民課戸籍	三好市市戸	環境福祉部市民課戸籍	三好市市戸
環境福祉部市民課人権室	三好市市人	環境福祉部市民課人権室	三好市市人
環境福祉部保険医務課	三好市保医	環境福祉部保険医務課	三好市保医
環境福祉部保険医務課西祖谷山村診療所	三好市西診	環境福祉部保険医務課西祖谷山村診療所	三好市西診
環境福祉部保険医務課大歩危診療所	三好市大歩診	環境福祉部保険医務課大歩危診療所	三好市大歩診
環境福祉部保険医務課東祖谷診療所	三好市東診	環境福祉部保険医務課東祖谷診療所	三好市東診
環境福祉部保険医務課大野診療所	三好市大野診	環境福祉部保険医務課大野診療所	三好市大野診
環境福祉部保険医務課東祖谷歯科診療所	三好市東歯診	環境福祉部保険医務課東祖谷歯科診療所	三好市東歯診
環境福祉部三野病院	三好市三野病	環境福祉部三野病院	三好市三野病
環境福祉部健康づくり課	三好市健康	環境福祉部健康づくり課	三好市健康
環境福祉部福祉事務所地域福祉課	三好市地福	環境福祉部福祉事務所地域福祉課	三好市地福
環境福祉部福祉事務所子育て支援課	三好市子	環境福祉部福祉事務所子育て支援課	三好市子
環境福祉部福祉事務所子育て支援課池田第一保育所	三好市池一保	環境福祉部福祉事務所子育て支援課池田第一保育所	三好市池一保
環境福祉部福祉事務所子育て支援課池田第二保育所	三好市池二保	環境福祉部福祉事務所子育て支援課池田第二保育所	三好市池二保
環境福祉部福祉事務所子育て支援課三野認定こども園	三好市三認	環境福祉部福祉事務所子育て支援課三野認定こども園	三好市三認
環境福祉部福祉事務所子育て支援課王地保育所	三好市王保	環境福祉部福祉事務所子育て支援課王地保育所	三好市王保
環境福祉部福祉事務所子育て支援課政友保育所	三好市政保	環境福祉部福祉事務所子育て支援課政友保育所	三好市政保

環境福祉部福祉事務所子育て支援課西井川保育所	三好市西保
環境福祉部福祉事務所子育て支援課東祖谷認定こども園	三好市東認
環境福祉部福祉事務所子育て支援課西祖谷認定こども園	三好市西認
環境福祉部福祉事務所長寿・障害福祉課	三好市長障
環境福祉部福祉事務所長寿・障害福祉課養護老人ホーム敬寿荘	三好市敬寿
環境福祉部福祉事務所長寿・障害福祉課養護老人ホーム若宮荘	三好市若宮
環境福祉部福祉事務所長寿・障害福祉課みよし地域包括支援センター	三好市長障包
環境福祉部環境課	三好市環
産業観光部商工政策課	三好市商
みよし消費生活センター(産業観光部商工政策課)	三好市消七
産業観光部まるごと三好 観光戦略課	三好市観
産業観光部ジオパーク推進室	三好市ジオ
産業観光部農林政策課	三好市農林政
建設部工務課	三好市工務
建設部管理課	三好市管理
建設部地籍調査課	三好市地籍
水道課	三好市水
会計課	三好市会計
教育委員会学校教育課	三好市教学
教育委員会学校教育課三好市学校給食センター	三好市教学給

環境福祉部福祉事務所子育て支援課西井川保育所	三好市西保
環境福祉部福祉事務所子育て支援課東祖谷認定こども園	三好市東認
環境福祉部福祉事務所子育て支援課西祖谷認定こども園	三好市西認
環境福祉部福祉事務所長寿・障害福祉課	三好市長障
環境福祉部福祉事務所長寿・障害福祉課養護老人ホーム敬寿荘	三好市敬寿
環境福祉部福祉事務所長寿・障害福祉課養護老人ホーム若宮荘	三好市若宮
環境福祉部福祉事務所長寿・障害福祉課みよし地域包括支援センター	三好市長障包
環境福祉部環境課	三好市環
産業観光部商工政策課	三好市商
みよし消費生活センター(産業観光部商工政策課)	三好市消七
産業観光部まるごと三好 観光戦略課	三好市観
産業観光部ジオパーク推進室	三好市ジオ
産業観光部農林政策課	三好市農林政
建設部工務課	三好市工務
建設部管理課	三好市管理
建設部地籍調査課	三好市地籍
水道課	三好市水
会計課	三好市会計
教育委員会学校教育課	三好市教学
教育委員会学校教育課三好市学校給食センター	三好市教学給

教育委員会学校教育課三野学校給食センター	三好市教学給	教育委員会学校教育課東祖谷学校給食共同調理場	三好市教学給
教育委員会学校教育課東祖谷学校給食共同調理場	三好市教学給	教育委員会学校教育課下名学校給食共同調理場	三好市教学給
教育委員会学校教育課下名学校給食共同調理場	三好市教学給	教育委員会社会教育課	三好市教社
教育委員会社会教育課	三好市教社	監査委員事務局	三好市監
監査委員事務局	三好市監	農業委員会事務局	三好市農委
農業委員会事務局	三好市農委	選挙管理委員会事務局	三好市選管
選挙管理委員会事務局	三好市選管	公平委員会事務局	三好市公
公平委員会事務局	三好市公	固定資産評価審査委員会事務局	三好市固委
固定資産評価審査委員会事務局	三好市固委	議会事務局	三好市議
議会事務局	三好市議		

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。